

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
久米南町	全間地区	令和2年3月27日	平成25年6月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	67.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	59.8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	18.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.8ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>町内で、高齢化率が高い集落となっており、農業を担う後継者不足は深刻である。</p> <p>水稲栽培については、それぞれの農地が狭小で点在しているため大規模化は困難で、この地区で生計を立てることは容易でない。その上、草刈り、水の確保など多くの労力がかかり、投下した資本の回収は困難なことから、水稲栽培への新規就農者の参入は期待できない。</p> <p>果樹栽培については、既に適地への作付けが行われており、更なる規模拡大の適地は不足状態である。また、価格の変動、労働力の確保に課題が見受けられる。</p> <p>野菜の栽培については、きゅうりは反当の収益はあるものの、労働集約型作物であるため1戸あたりの作付け面積には限界がある。畝南地区で行われている白菜については、連作障害の回避と作業効率の関係から多くの耕地を必要とするため、同地内にこれに適した農地が無い。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>畝北集落は認定農業者1経営体と1農業者、畝中は1農業者を主体として、水田を中心に農地の集約化を図る。</p> <p>畝南は、1農業者が水田を中心に担い、畑利用については、葉タバコや白菜を中心に、認定農業者1経営体と認定新規就農者1経営体が担っていく。</p>
<p>別所・余角集落について、現状維持としつつも、今後耕作を中止する農地等について、畑地化できる水田は認定農業者1経営体と認定新規就農者1経営体が担っていくほか、新たな認定新規就農者の受入れを促進し、マッチングを図る。</p>
<p>大谷集落では、1農業者が、一ノ瀬集落では認定農業者1経営体と1農業者が水田を中心に担っていく。</p>